

第 4 2 号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例（昭和２９年蒲郡市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（所得控除） 第３２条 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （寄附金税額控除）	（所得控除） 第３２条 所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第１１項の規定により、基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （寄附金税額控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条第1項及び第2項並びに前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市民の福祉の増進に寄与するものと

第34条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条第1項及び第2項並びに前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市民の福祉の増進に寄与

して規則で定めるもの

2 (略)

(市民税の申告)

第37条 第28条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定す

するものとして規則で定めるもの

2 (略)

(市民税の申告)

第37条 第28条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の

る特定親族をいう。第37条の2の2第1項第3号及び第37条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第28条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第28条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等

申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第49条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において

係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

２～５ (略)

附 則

「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

２～５ (略)

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第１条の２ 当分の間、租税特別措置法第４０条第３項後段（同条第６項から第１０項まで及び第１１項（同条第１２項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第４０条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る公益

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第26条の2の2 令和8年4月1日以後に第82条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第82条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の4の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第82条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他

法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱

式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の４の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の４の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第２６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第３条の規定 令和８年４月１日

(2) 第34条の2第1項の改正規定、附則第1条の2を削る改正規定及び次条第2項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）第32条及び第37条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の2第1項（第3号及び第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号及び第5号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の2の2第1項第3号及び第37条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第37条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の蒲郡市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 新条例第37条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」と

いう。)について提出する新条例第37条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第26条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、蒲郡市市税条例第82条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第26条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 蒲郡市市税条例第83条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第26条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第26条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。